

特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者のみなさまへ

2020年4月より、年間50トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を排出する事業場で特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。



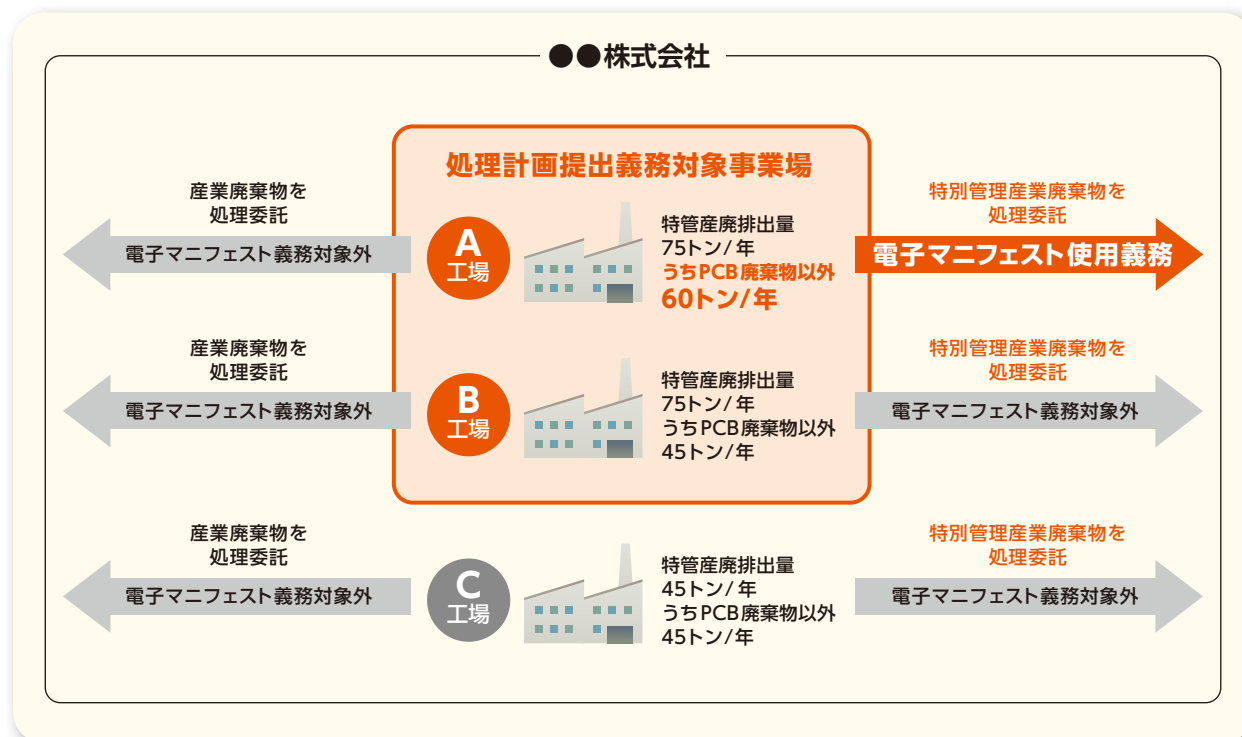
1

電子マニフェスト使用義務の対象

- 2020年4月1日から前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。
- 2020年度の義務対象になるのは、2018年度において特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置している排出事業者です（前々年度の発生量が基準になります。）。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5第1項、同法施行規則 第8条の31の2、第8条の31の3（注）】
（注）改正後の条文（以下同じ。）

電子マニフェスト使用義務の対象（例）



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について

<特別管理産業廃棄物処理計画書>

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、処理計画書（新様式）に電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項を記載します。

- 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、「電子情報処理組織の使用に関する事項」の「前年度実績」欄に、特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の排出量を記載します。
- 電子マニフェスト使用義務対象者（以下「義務対象者」という。）は、「今後実施する予定の取組」として電子マニフェスト（JWNET）への加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等を記載します。
- PCB 廃棄物を除くと年間 50トン未満となる場合は、義務対象者とはならない旨を記載します。
- 電子マニフェストの登録が困難な事由があらかじめ明らかな場合は、その旨を記載します。

<特別管理産業廃棄物処理実施状況報告書>

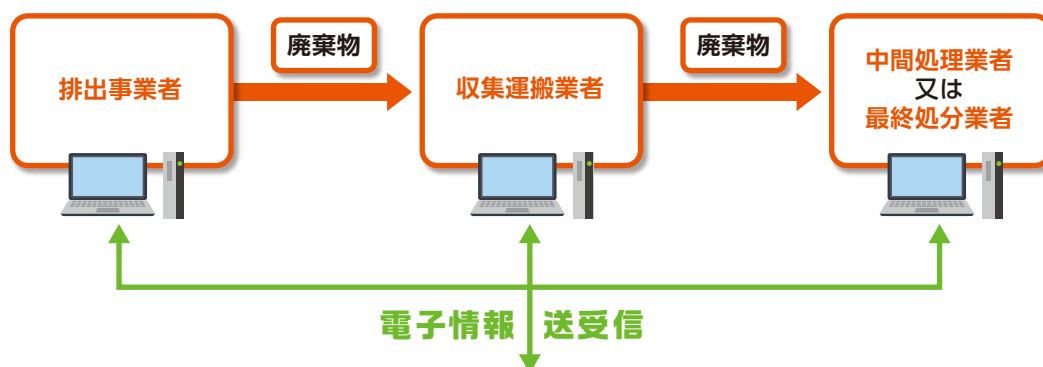
特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、前年度の処理計画書の実施状況報告（新様式）において、電子マニフェストの使用に関する事項について報告します。

- 特別管理産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき行った取組について、電子マニフェストの使用状況を含め、都道府県等に毎年 6月30日までに報告しなければなりません。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第10項、同条第11項、同法施行規則 第8条の17の2、第8条の17の3】

電子マニフェストとは

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。



情報処理センター

- 運搬・処分終了の通知
- 報告期限切れ情報の通知
- マニフェスト情報の保存・管理

・廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報処理センター」として指定（平成10年7月）され、電子マニフェストの運営・管理を行なっています。

3

電子マニフェストの登録が困難な場合

電子マニフェストの登録が困難な場合（法令で定める場合に限る。）は、電子マニフェストの登録に代えて紙マニフェストの交付が認められます。

やむを得ない事由により紙マニフェストを交付した場合、マニフェストの「備考・通信欄」にその理由を記入して下さい。

- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5第1項、同法施行規則 第8条の31の4】

4

罰則について

義務対象者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合は、罰則の対象になります。

都道府県知事は、事業者が規定を遵守していないと認めるときは、適正な処理に関し **必要な措置を講ずべき旨の勧告** をすることができる。

都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、その **勧告に従わなかったとき** はその旨を **公表する** ことができる。

都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、**勧告に従わなかった旨を公表された後**において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る **措置をとらなかったとき**は、その勧告に係る **措置をとるべきことを命ずる** ことができる。

命令に違反した場合、
1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の6、第27条の2第11号】

電子マニフェストをご利用のみなさまへ

2019年4月より電子マニフェストの登録・報告期限が改正されます。

- 排出事業者は廃棄物を引き渡した後3日以内にマニフェストを登録することが必要です。同様に、運搬業者・処分業者は運搬・処分終了後3日以内に運搬・処分終了報告をしなければなりません。
- 今回の改正では、利用者の負担を軽減するため、登録・報告期限の3日以内に土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含めないことになります。ただし、登録・報告もれや期限の超過を防ぐために速やかに登録・報告することが推奨されます。

運用事例

ケース1 金曜日に廃棄物を引渡した場合



土日は3日間の期間に含まれないため、**水曜日までに登録**してください。

登録期間						
金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (2日目)	水曜日 (3日目)	木曜日

ケース2 金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合



土、日、祝日は3日間の期間に含まれないため、**木曜日までに登録**してください。

登録期間						
金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (祝日)	水曜日 (2日目)	木曜日 (3日目)

※廃棄物の引渡日は、これまでと変わらず3日以内に含めません。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5、同法施行規則 第8条の31の6、第8条の34、第8条の34の3】

お問い合わせ先

電子マニフェストの加入手続き、操作方法等については、
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンターにお問い合わせください
TEL0800-800-9023 (通話料無料フリーアクセス)



個別具体的な事案に関する照会については、所管の都道府県・政令市にお問い合わせください。

【本パンフレットに関するお問い合わせ先】

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課 TEL: 03-3581-3351(代表)

